

京都市告示第268号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年7月2日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
三条通	中京区三条通河原町東入中島町91番地 先内	旧	メートル 7.60	メートル 14.53
		新	7.60	16.55

(建設局土木管理部道路明示課)